



木地屋の民俗文化財

1. ゴキブリの由来

このごろは住居の洋風化とともに、台所もキッチンと呼んで新しがったりしていますが、それでもその片隅でゴキブリは、昔ながらにその繁殖力を弱めようとしていません。TVでも、ゴキブリホイホイといったちょっとユーモラスな殺虫剤のCMが、目につくのがその証拠です。けれども、どうしてあの虫がそんな名前で呼ばれたのか、知っている人は、案外と少ないのではないでしょうか。

ところが、近い和歌山県などには、この虫をゴキカブリ（御器噛）・ワンカブリ（椀噛）と、呼んでいる所があるのです。するとあとの場合にはさておいて、ゴキブリはどうやらゴキカブリの縮まった言葉ではなかったかと思われます。

椀はいうまでもなくめいめいの、食物を盛

る深みのある器のことですが、これを古くはマリともいい、壺・鉢と記した字があるのは、材質が土か、金か、木で作られているかによって区別したためです。その用いられ方にもなにかと歴史の移ろいがありますが、のちには蓋付きの木の椀を、合器ともいうようになりました。蓋と身とが一組に、セットされていたからです。常の日に使う椀などは、ほとんど蓋付きではなかったのですが、いつかその方にもすり替わり、それもゴウキを籠って椀一般をゴキと呼ぶようになったのです。そして、御器とか五器の字を当てるようになったのは、晴の日に並べたてられた椀器から受けた、強烈ともいえる聖なる印象を伝承していたのかも知れません。

木の椀は、今でこそわたくしたちの食生活からは縁遠くなりましたが、瀬戸物の普及す



木地屋のしごと(『斐太後風土記』より)



合 器

る以前は、かなり長い間身近かな食具であったのです。ですから瀬戸物が出現すると、それをイシゴキなどと呼び、石へんの碗の字さえ新たに加えられるようになりました。

それはともかく以前の台所の流し場は、一段と薄暗く不潔でした。そこで夜のじしまにあの油虫が這い出して、洗桶のなかの雑炊の臭いなどの染み込んだ椀器を舐めずりまわしたので、椀噛・御器噛と呼ばれるようになつたのがゴキブリの名の由来です。

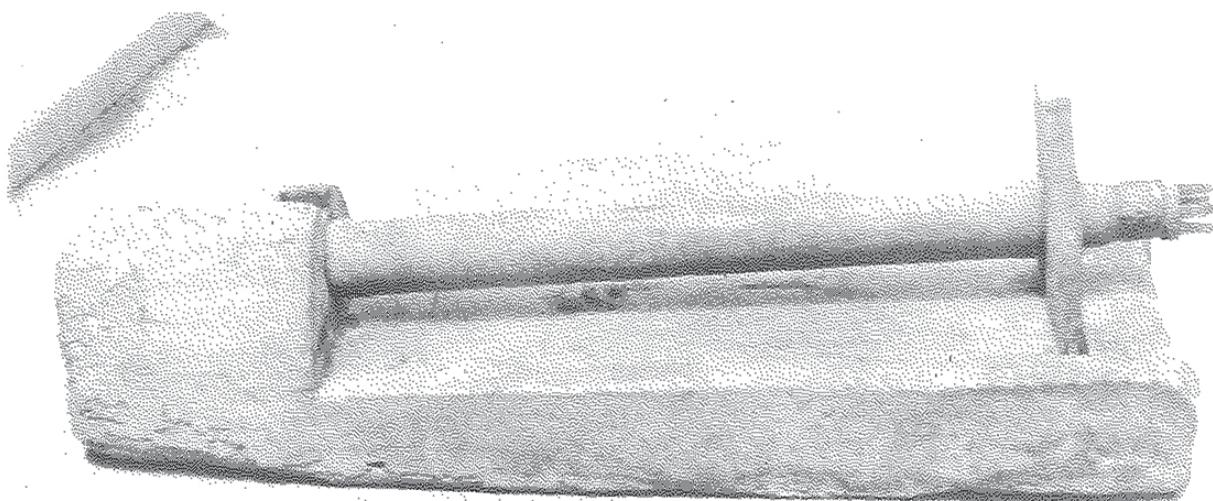
こうした話はなにもゴキブリだけでなく、池の上をくるくる回わる水澄に、所によってゴキアライ（御器洗）の名があって、やはり前代の庶民の食具を中心とした生活史の一側面と深い関わりを持っていたのです。そして、その御器（椀）を挽き作ってきた工人が、

木地屋（本地師）という人たちがありました。

2. 輆轤という地名

湖西の朽木谷に木地山（高島郡朽木村）という小さな集落がありますが、昔、木地屋が開いた村がありました。安曇川の支流麻生川の水源地に近い奥山で、西の背向に根来峠があり、そこを越えると若狭（福井県）でした。この木地山に「朽木東小学校ろくろ分校」がありました。ご多分に洩れない過疎のため、入学する子どもがいなくなり、つい最近廃校になりました。そのめずらしい「ろくろ」と書かれた校名は、木地山が、昔、轆轤村とも呼ばれたからでした。区有文書に元亀3年、(1572)の「轆轤山見立帳」があることや、元禄ごろの「大岩日記」という記録によりますと、天正4年（1576）ここに21軒の戸主の名前を記していて、中世の末にすでに木地屋が移り住んでいたことが確かです。

ところで、村の古名の轆轤とは、木地屋が椀などを挽き作るのに使った工具のことありました。『斐太後風土記』という地誌に、その椀作りの工程を描いた挿絵があり、「木地師山中にて、木を伐倒し椀形をおこす」・「木地師の娘、山小屋にて昼夜手斧もて椀形を籠取す」・「木地師山小屋にて、妻に轆轤をひかせて椀模を製る」・「椀模の荷緒結堅めて、模小屋より村里へ負出る」との添え書きもあるので、彼らのしごとのあらましは、そ



木地山に残っていた轆轤（朽木公民館収蔵）

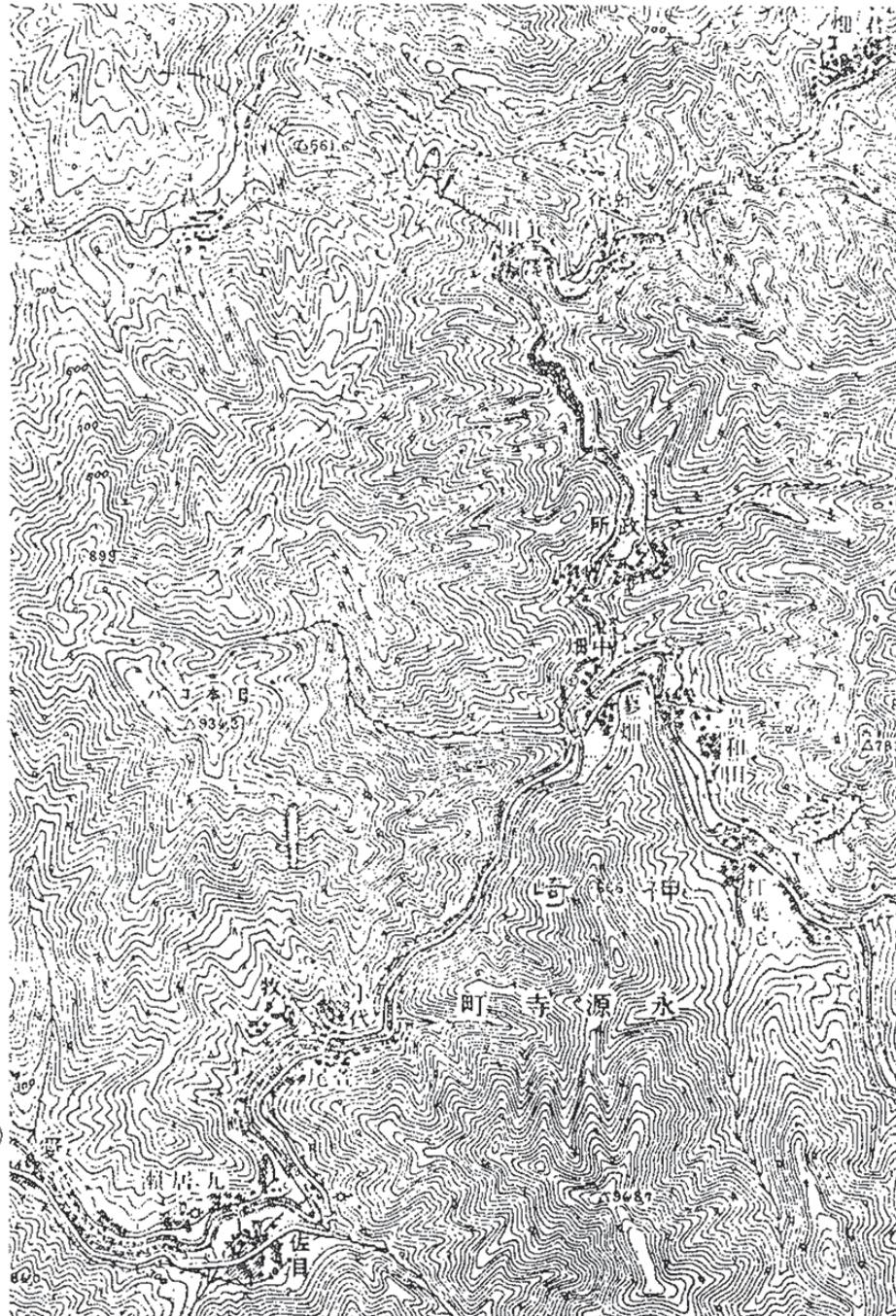
の絵（P.1）に譲って説明を略します。木地山の木地屋のしごとというのも、これと全く変わらないものだったのです。

安曇川は花折断層に沿った溪流ですが、この断層付近の谷間には、ずいぶん轆轤に関連した地名があるのです。それを北の方からみていきますと、今津町大字天増川旧狭山地区に字轆轤、同町大字角川の山の中に字轆轤（以上高島郡）、葛川坊村町の川向いに字轆轤師平、旧伊香立地区途中町花折峠南麓に通称ろくろ谷（以上大津市）などがありました。また、この谷筋からはそれますが、さきの木地山とは尾根続きで、京都大学芦生演習林のある若狭側の谷間（福井県遠敷郡名田庄村）にも、地図からいくつかのロクロ谷の名が拾い出されます。

中世以来、木地屋の多くは自分の土地を持たなかつたので、椀などを挽き作る原本のある山がなくなると、つぎつぎとその山を替え、漂泊の旅を続けたのです。『新編会津風土記』には、そうしたくらしの有様を、彼らが飛といっていたと書き残しています。ここに拾ってみた轍轤の関連地名というのも、実はそうした彼らの旅の軌跡なのでした。

3. 木地屋の根元地

湖東のおぐら小椋谷（神崎郡永源寺町）は、愛知川の遙かな水上にある鈴鹿山系の山櫻の秘境



小椋谷（滋賀県神崎郡永源寺町）

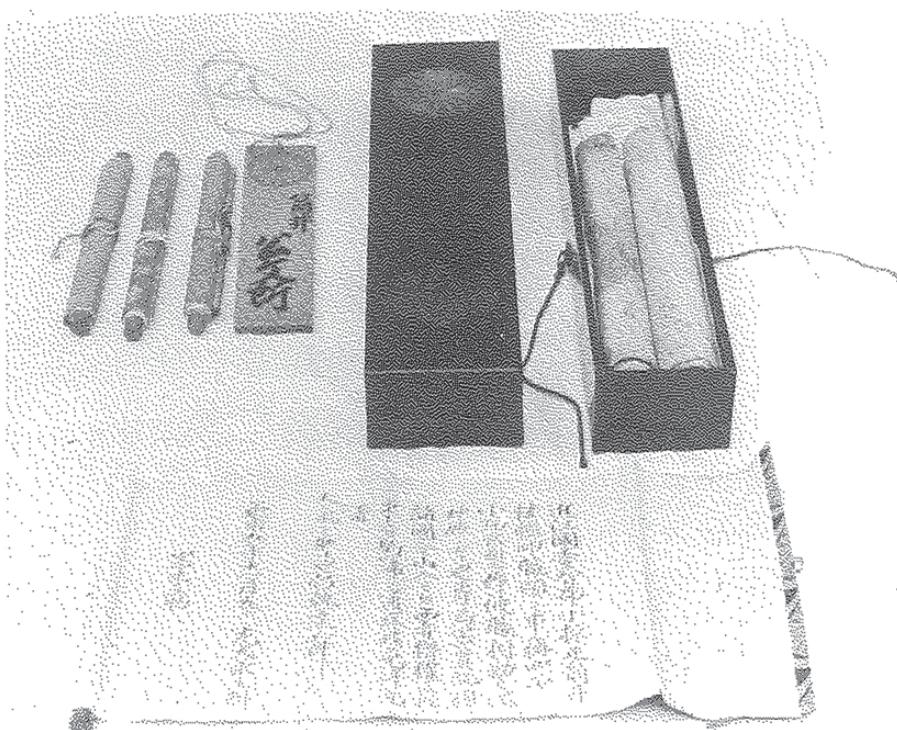
といえるところです。そこに、こんな話が伝えられていました。

9世紀の平安朝の中ごろに、准喬親王これたかという方がおいでになりました。人皇55代文徳天皇の第1皇子として生れ、当然皇太子にお就きになる筈でしたが、第4皇子（後の56代清和天皇）と互いにその位を争って、ついに敗れてしまわれたのです。この時代はこうしたことでも世の常で、それぞれの母方の貴族による王権をめぐった醜い葛藤の結果です。そこ

で悲運のこの皇子は世を捨てて、いつかこの小椋谷におしのびになりました。こんな話の筋道は、よく似たものが他にもあり、類型的な貴種流離譚（王族貴族のさすらいものがたり）といわれます。

それはともかく、親王はこの深山のさびしい筒井峠に来て、御殿を構えてお過しになりました。そして、ある日お読みになっていた法華経の経巻の巻軸から、ふと思いつかれたのが、轆轤の発明だったのです。早速、その技術を付近の貧しい杣人に教え、生業として椀作りを奨められたのが、わが国の木地挽きの始まりだというのです。土地の君ヶ畠・蛭谷という集落で「御縁起」と呼ばれた巻物に、このことが書き記されているのです。

その蛭谷方にこれはまた、承平5年（935）に61代朱雀天皇から、元亀3年（1572）には106代正親町天皇から、木地職についての特権免許の綸旨の下賜があり、さらに天正11年（1583）には織田信長から、同18年（1590）には豊臣秀吉から、追認の免許状を得ています。今は紛失したといいますが、君ヶ畠方にも延文2年（1357）という足利尊氏からの免



地方に流布した木地屋文書（秋田県雄勝郡稻川町某家蔵）

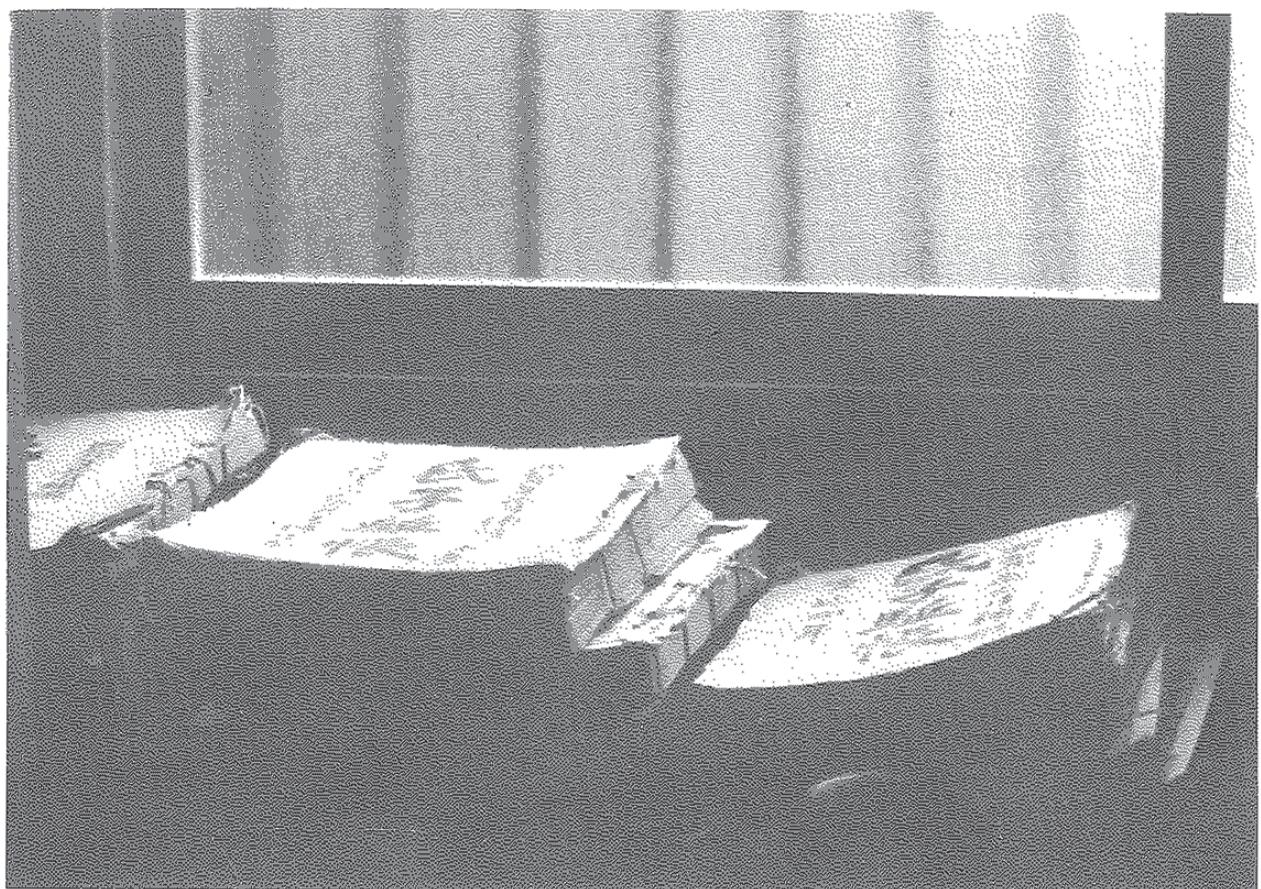
許状があったのです。これらを村の人々は御墨付といって大切にし、すべて惟喬親王のお葬儀だと考えて、親王を職の祖神にお祀りしています。君ヶ畠の大皇神社（旧大皇大明神）、蛭谷の筒井神社（旧筒井八幡宮）がそれですが、それに昔は別当寺があって、金龍寺・帰雲庵といいました。そして、前者を高松御所、後者を筒井公文所と呼んで、ここを日本の木地屋の根元地、つまり、発生地と信じて疑わなかったのでした。

しかし、轆轤の技術というものは、奈良県唐古遺跡出土の木製窓枠にみられるように、轆轤鉢の鉢目のこった遺物のあることで、すでに弥生時代に渡来していた古い文化がありました。したがって史実とこの伝承とは、また、ちがった見方で考えなければなりません。

4. 比類のない民俗文化財

木地屋はいうならば職人の一一種です。しかし、中世という時代には、農民以外の非農民の人々は、土地に定住することがなく、身につけた技芸によって食を求め、諸方に漂泊するのが常でした。木地屋の飛がそうでした。

彼等は諸職諸道とか、道外生人とも呼ばれ、素性のよく分らない者として、いくらか卑しめられる風さえありました。けれども木地屋にみると、室町時代の末ごろから、貴種との結び付きを巧みに由緒に説き、世間に一段とその身分を尊大にPRする仲間さえありました。座という同業者を互いに守る一種の商策であったのです。初めのころの近江商人の蒲生郡得珍保（現八日市市）が、保安2年（1121）の白



蛭谷氏子狩帳（筒井神社宝蔵庫収蔵）



君ヶ畠氏子狩帳（金龍寺収蔵庫収蔵）

氏子狩年表

年代	西暦	主要事項	備考
文明年間 明応・文 龜・永正 年間	一四六九～ 一四九二～ 一四八六～ 一四七〇～ 一四六六～	北畠(大君ヶ畠)、南畠 (広義の君ヶ畠)の葛藤 つづく 六ヶ畠(君ヶ畠・蛭谷、 箕川・政所・黄和田・九 居瀬)に内紛つづく	「檜原軍物語」に奥州岩代に本地屋 のうごきしことを記す
天正14年	一五六	高島郡麻生山に蛭谷よ り氏子狩を開始す(大 岩助左エ門日記)	すべて山論が主因、この結果箕川 以下が脱落し、君ヶ畠、蛭谷二所 の対立のみ本地屋根元として存続 する
寛永10年	一六三	筒井八幡宮に常神主を おくる 君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
正保4年	一六四	君ヶ畠の神主小椋信濃 に譲りて失踪 蛭谷氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
慶安2年	一六五	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
元禄7年	一六六	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
明和4年	一六七	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
文化4年	一六八	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
文政8年	一六九	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
明治15年	一七〇	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
明治元年	一七一	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる
明治26年	一七八	君ヶ畠氏子狩帳第一号調 整さる	筒井八幡宮文書には、さらにさか のぼつて天文、永禄年間に氏子狩 をはじめしことを記すが、この頃 よりようやく本地屋の諸国へ移住 が活発となつたものと考えられる

河院院宣を触れまわし、坂田郡平方庄(現長浜市)が、同年やはり山門の諸商売八座の補任状を見せびらかし、諸国を行商して歩いたのも、みんな手口は同じです。

君ヶ畠・蛭谷の御墨付が、偽の文書であることは、すでに学者が考証しています。けれども、かつての本地屋仲間はいうまでもなく、世間もそれを広く信じて容易く疑わずにいた時代だったので、これもまた歴史のなかの事実です。

こうして、君ヶ畠や蛭谷は、近世になると、すっかり全国の本地屋を座の形で支配してしまうのです。その制度を氏子狩(驅)といいました。先ず蛭谷側が始め、君ヶ畠側がそれに倣うことになったのですが、西本地・東本地と張り合って、全国を2分するようにエスカレートして競り合いました。

氏子狩という意味は、本地屋はすべて根元地の、職の祖神を祀ったお社の氏子だとする考え方で、諸国に散らばっているその氏子を、

巡回点検して歩くことが狩でした。実際には、各地の本地屋の資格をたしかめて、きめられた徴収金を受け取り、その代りにさきに述べた御墨付の写しとか、本地職を証明する鑑札や、宗旨手形、往来手形といったものを与えたのです。よく知られた本地屋文書というものです。

ところで、蛭谷には正保4年(1647)から32簿冊、君ヶ畠には元禄7年(1694)から51簿冊の、その巡回の時の記録が残されていて、「蛭谷氏子狩帳」「君ヶ畠氏子狩帳」と呼ばれています。中世の職人集団の生きざまを知る上で、これほど全国的にみて比類のない、民俗文化財はないのです。蛭谷側の伝承では、惟喬親王薨去は元慶3年(879)で、昭和53年(1978)の今年がちょうどその千百年祭に当るというのも何かの因縁です。改めてその埋もれた価値の認識と、一層適切な保存と顕彰が、強く望まれてなりません。

(橋本鉄男氏提供)